

令和 6 年度（2024 年度） 熊本市地域包括支援センター運営方針

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

熊本市 健康福祉局 高齢者支援部 高齢福祉課

1. 地域包括ケアシステムの推進に向けて

令和 6 年（2024 年）3 月策定の「第 9 期くまもとはつらつプラン（熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）において、本市の令和 6 年（2024 年）の 65 歳以上の人口は約 20.1 万人、総人口に占める割合は 27.5%という状況から、団塊の世代が 75 歳以上に到達する令和 7 年（2025 年）においては、約 20.2 万人、27.7%にも達すると推計している。

こうした高齢化の進展に伴い、介護保険事業費についても、第 8 期計画始期である令和 3 年度（2021 年度）からさらに増加し、令和 6 年度（2024 年度）当初予算では 668.5 億円となると見込んでいる。財源となる介護保険料については、第 9 期においては介護給付費準備基金の一部充当により第 8 期と同額としているものの、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年度（2040 年）の推計値では高齢者の増加により介護保険事業費の大幅な増加を見込んでおり、中長期的には介護保険料を増額せざるを得ないことも予想されている。

そのような中、「第 9 期くまもとはつらつプラン」で目指す「一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らし続けられる社会」を実現するためには、「第 9 期くまもとはつらつプラン」に掲げる様々な取組を一体的に推進し、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいく必要があり、また、各地域包括支援センターについても、地域包括ケアシステムの中核的機能を担う機関として重要な役割が期待されている。

特に、今期の契約期間（令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度））は、令和7年（2025年）を含むとともに、生産年齢人口の減少・高齢化が一層進展する2040年に向けた取組を強力に推進していくことが求められているため、市と地域包括支援センターが更なる連携をとりながら、熊本市における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

また、令和5年（2023年）5月から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられ、地域の通いの場や住民主体の介護予防活動等が徐々に再開しているものの、未だ新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザのまん延が続いていることから、今後も感染防止対策に留意しつつ、地域活動が再開・継続されるよう、地域に対する支援を行っていく必要がある。

2. 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者自らの積極的な社会参加や健康づくり・介護予防を促進するほか、地域・民間企業等の地域資源の活用による多様な生活支援の充実を図るなど、医療・介護・福祉の関係団体だけではなく、市民や民間企業の理解を深め、総参加で地域包括ケアシステムの強化に取り組んでいく。

また、地域包括ケアシステムが円滑に機能していくために、地域住民が主体となって、地域資源を生かしながら、ネットワークを形成し、様々な地域課題の解決に向けた議論や検討、実践を通したまちづくりを進める。

そのため、引き続き日常生活圏域、区域、市域の3層構造の地域包括ケアシステム推進体制により、情報の共有や検討を進めながら、地域包括ケアシステムの具体化に取り組む。

加えて、まちづくりセンターと地域包括支援センターがより一層連携することによって、本市のまちづくりと地域包括ケアシステムの強化を一体的に推進する。

3. 重点的な業務の方針

令和6年度（2024年度）については、以下の業務に重点的に取り組む。

（1）住民主体の介護予防活動の普及・拡大

住民主体の通いの場である「くまもと元気くらぶ」や地域の健康サロン等の新規設立の支援や継続運営に関する助言等の必要な支援を行うほか、外出機会の乏しい方を地域の通いの場につなげる等により、介護予防活動の普及・拡大を推進する。

また、地域の通いの場において、疾病予防や介護予防に関する啓発（特に令和6年度（2024年度）においては、転倒・骨折予防に関するもの。）を行い、高齢者が自らの健康のために行動する意識の醸成に努める。

さらに、地域の通いの場等での関わりを通して、フレイル等の恐れのある方や福祉的な支援が必要な方を早期発見し、状況に応じて短期集中予防サービス等の介護予防事業やその他の福祉制度等を利用することができるよう支援する。

（2）多様な生活支援サービスの創出と持続的運営に向けた支援

生活支援コーディネーターを中心として、地域課題の抽出や生活支援の担い手となる人材（介護予防サポーターや認知症サポーター等）の育成や、地域資源の掘り起こし、地域におけるニーズとボランティア等とのマッチングを行うとともに、「熊本市地域支え合い型サービス補助金」を活用し、多様な生活支援サービスの普及拡大や、持続的運営を引き続き支援する。

また、多様な生活支援サービスの普及・拡大にあたっては、民間企業とも積極的に連携を図ること。

（3）自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの強化と自立支援・重度化防止の理念の普及推進

地域の専門職や介護サービス事業所との連携により 自立支援型ケアマネジメントの普及啓発と実践力向上を推進することで、適切なサービス利用により日常生活機能の再獲得や社会との関りを維持する仕組みづくりに取り組む。また、自立支援及び介護予防に対する 市民や民間関係団体等の意識の醸成を図るための取り組みを推進する。

(4) くまもとメディカルネットワーク等を活用した医療介護連携の推進

日常業務におけるくまもと メディカルネットワークの活用や利用拡大に向けた普及啓発に取り組むほか、地域の多職種連携を深め、高齢者が住み慣れた地域で質の高い医療や介護を受けることができる体制づくりを推進する。

4. 地域包括支援センター各業務の方針

地域包括支援センターの各業務については、「熊本市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」に定める内容に沿って適切に実施する。

また、業務を実施するに当たっては、常に公益性・地域性・協働性の3つの視点を意識しながら地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことで、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

また、Web 上でのリモート会議など、デジタル技術について、引き続き活用を図り、効率的な業務の推進に取り組んでいく。

5. 市との連携の方針

市内の地域包括支援センターが連携して設置する「熊本市地域包括支援センター連絡協議会」と市は、地域支援事業及び介護保険事業を適切かつ円滑に推進するため、定期的に協議、意見交換を行いながら、本市の地域包括ケアシステムの推進に連携し

て取り組む。